

和解することについて

生徒の負傷事故に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 和解に係る事故の概要

平成28年6月10日（金）午後5時53分、市内中学校の屋外運動場において、部活動中に生徒が、整地用ローラーを使用した際に転倒し、負傷した事故

2 相手方

市内在住の生徒（受傷生徒）及びその親権者

3 和解条項

- (1) 周南市は相手方に対し、本件事故により、精神的苦痛を含む多大な迷惑をかけたことを深く謝罪し、二度と同様な事故が発生しないよう最大限の努力をすることを誓約する。
- (2) 周南市は相手方に対し、本件事故の解決金として、金115万円を支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び周南市は、本件事故について本和解条項に定めるほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。